

令和4年8月31日

建設関連団体ご担当者様

国土交通省 不動産・建設経済局建設市場整備課

適格請求書等保存方式下における出来高検収書の取扱いについて

国税庁より、インボイス制度（適格請求書保存方式）の開始後も出来高検収書（インボイス制度後の記載事項を満たすものに限る。）による仕入税額控除を認めることとする旨連絡が参りました。

現行の消費税法基本通達 11-6-6 の改正に先立ち、国税庁インボイス制度特設サイトの Q&A ページ内にてその旨掲載されておりますので、ご連絡申し上げます。

【掲載日時等】

○日 時：令和4年8月31日（水）17:30

※ブラウザにより公開時間が遅くなることがございます。

○掲載場所：国税庁インボイス制度特設サイトの Q&A ページ内「お問合せの多いご質問（随時更新）」内の 15 ページ

※国税庁インボイス制度特設サイト URL

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

※Q&A ページ URL

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm

（参考：現行の「消費税法基本通達 11-6-6（元請業者が作成する出来高検収書の取扱い）」）

建設工事等を請け負った事業者（以下 11-6-6 において「元請業者」という。）が、建設工事等の全部又は一部を他の事業者（以下 11-6-6 において「下請業者」という。）に請け負わせる場合において、元請業者が下請業者の行った工事等の出来高について検収を行い、当該検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した書類（以下 11-6-6 において「出来高検収書」という。）を作成し、それに基づき請負金額を支払っているときは、当該出来高検収書は、法第 30 条第 9 項第 2 号《請求書等の範囲》に規定する書類に該当するものとして取り扱う（当該出来高検収書の記載事項が同号に規定する事項を記載しており、その内容について下請業者の確認を受けているものに限る。）。

なお、元請業者は、当該出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に記載された課税仕入れを行ったこととなり、法第 30 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用できるものとして取り扱う。（平 10 課消 2-9 により追加）

（注） この取扱いは下請業者の資産の譲渡等の計上時期により影響されるものではないことに留意する。